

公益社団法人沖縄県家畜改良協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人沖縄県家畜改良協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県島尻郡八重瀬町に置く。)

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、沖縄県において純粋家畜の登録・育種改良に関する事業並びに家畜の振興発展に関する事業を行い、それらの情報収集及び調査研究に努め、その成果の普及を図ることによって家畜の形質について遺伝的改良及び飼養管理に関する改善向上を推進し、もって本県農畜産業の健全な発展と国民・県民への良質な畜産物の安定的な供給に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 純粋家畜の登記・登録並びに能力検定
- (2) 純粋家畜の登録、育種改良及び増殖のための情報収集、調査研究、情報提供
- (3) 集団育種改良組織等の育成と指導
- (4) 家畜登録事業及び集団育種事業等に関する研修会、講習会、及び共進会の開催
- (5) 畜産農家等の経営支援対策
- (6) 登録事業を通じたトレーサビリティシステムへの寄与並びに畜産物の生産・流通・消費における情報の提供
- (7) 畜産の振興発展に関する啓蒙並びに飼養管理の改善の推進
- (8) 登録及び啓蒙広報誌の発行
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会する個人又は団体の家畜飼養者、及び学識経験者又は畜産業に従事する者で会長の推薦により理事会が承認した者

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために、この法人に入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又はこれに代わる規程

(2) その他理事会が必要と認めた書類

(会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合には、その会員に対し、その総会の開催の日の1週間前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会における決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款、その他の規則又は総会の決議に反する行為をしたとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員の除名の決議があったときは、会長はその旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 督促後なお会費を納入しないとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前3条により、会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出品は、これを返還しない。

(届出)

第13条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款又はこれに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なくこの法人にその旨を届け出なければならない。

2 会員が団体である場合には、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第4章 社員

(社員)

第14条 この法人の社員は、正会員の中から選出される者を社員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 社員は、正会員150名につき1名及びその端数につき1名の割合で選出されたものとする。

3 前項の社員選出は、畜種毎の会員で区分して行うことができるものとする。

4 社員は、正会員でなくなったときは、社員の資格を失う。

5 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。

6 社員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の社員としての被選挙権を有する。

7 第5項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、社員を選出することはできない。

8 第5項の社員選挙は、3年に1度、11月に実施することとし、社員の任期は、選挙の3年後に実施される社員選挙の当選者の公示があった日の前日までとする。ただし、社員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278号第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団法人・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

9 社員が欠けた場合は社員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。

- 10 補欠の社員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の社員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の社員の補欠の社員として選任するときは、その旨及び当該特定の社員の氏名
 - (3) 同一の社員（2人以上の社員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の社員）につき2人以上の補欠の社員を選任するときは当該補欠の社員相互の優先順位
- 11 第9項の補欠の社員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第8項の社員選挙終了までとする。
- 12 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 一般社団・財団法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第5章 総会

（構成）

第15条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬などの総額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) （削除）
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会ににおいて必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、会長はその請求があった日から4週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって社員に通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、当該総会において、社員の中から選出する。ただし、総会出席社員の2分の1以上の推挙がある場合は会長を議長に選出することができる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員及び賛助会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までにこの法人に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第23条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の数及び選任)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。また、使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、同一親族（配偶者及び3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人あるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は次に掲げる権限を有し職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (4) 理事会に出席し、必要な場合は意見を述べる。また、前号に規定する場合において、必要があると認める場合には、会長に理事会招集を請求することができる。
- (5) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査する。この場合、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。
- (7) 理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任の後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分2以上の多数による決議に基づいて行なわれなければならない。役員を解任する場合には、この法人は、その総会の開催の日の2週間前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第31条 理事及び監事に対して、総会においてそれぞれ定める総額の範囲内で、理事会の決

議又は監事の協議により定める支給基準により、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第31条の2 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第4号後段又は第5号により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は前条第3項第2号及び第28条4号に該当する場合には、その日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選で議長を定める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第41条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、常任理事会を置くことができる。

- 2 常任理事は、会長、副会長、専務理事及び理事会で選任した理事により構成する。
- 3 常任理事の任期は、第29条に基づく期間とする。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第44条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に提供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前

条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

(基金の拠出)

第48条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第49条 基金の募集・割り当て・払い込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還などの取扱については、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第50条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第51条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が削減する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局の設置及び職員等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。また、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、宮城源市とする。
- 4 この定款の施行後最初の社員は、第14条に準じる方法で予め行う社員選挙において最初の社員として選出された者とする。

附 則

この定款の一部変更は、総会で承認された日の翌日（平成25年11月23日）から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、総会で承認された日の翌日（平成29年6月28日）から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、総会で承認された日の翌日（平成30年6月28日）から施行する。